

頼久寺庭園

国指定名勝
の指定範囲
が拡大

頼久寺は、書院南側の庭園部分が、昭和49年に国名勝に指定されています。今回、新たに本堂や書院なども含めた寺域全体が、追加指定されることとなりました。

これは、5月15日に開かれた国の文化審議会で、書院北側の小規模な池を中心とする庭園や鑑賞ルートが一体的に保護するよう答申され、決定したものです。



定額給付金の申請はお済みですか

市は、景気後退下での緊急支援として、市民生活部に「定額給付金対策室」を設置し、3月27日、各家庭に申請書（請求書）を発送しました。

申請書の受付期限は10月1日です。申請書に記入漏れや誤りがある場合は、給付手続きが遅れますので、正確な記入をお願いします。

申請期限までに申請書の提出がないと、定額給付金の受給を辞退されたこととなります。申請は、できるだけ早めをお願いします。

「振り込め詐欺」にご注意！

定額給付金を装った「振り込め詐欺」や「個人情報の問い合わせ」にご注意ください。

- (1)市役所や総務省などがATM（銀行・コンビニなどの現金自動預払機）の操作をお願いすることはありません。
- (2)給付のために手数料を請求することはありません。
- (3)不審な電話や郵便物等が届いた場合は、迷わず警察に連絡してください。

■問い合わせ
定額給付金対策室 (TEL) 21-0253

■問い合わせ 社会教育課文化係 (TEL) 21-1516

頼久寺庭園は、江戸時代初期に備中国奉行として赴任した小堀政一（遠州）によって作庭されたと伝えられています。白砂敷の中央に二つの低い築山状の島を置いて石を組み、書院左手の山畔に沿って、サツキの大刈込が植えられており、遠くの愛宕山を借景とした枯山水庭園です。

庭園は、年間を通じて、たくさんの方が訪れ、6月初旬から中旬にかけてはサツキが見ごろとなります。

道路交通法が一部改正されました

平成18年8月に福岡市で起きた、飲酒運転による追突死亡事故を契機に、翌年9月から飲酒運転の罰則が厳罰化されましたが、いまだに飲酒運転による事故等は後を絶ちません。

飲酒運転の罰則をさらに重くした改正道路交通法が、6月1日から施行されました。ハンドルを握ったら常に安全運転に心がけ、悲惨な交通事故をなくしましょう。



▽主な改正点
：①飲酒運転の違反点数を大幅に引き上げ
②故意に死

傷事故を起こす行為を「運転殺人等」「運転傷害等」などの特定違反行為として新設③「ひき逃げ」など悪質・危険な違反に対する行政処分を強化④悪質・危険な運転者に対する免許欠格期間を大幅に延長⑤75歳以上のドライバーの「講習予備検査」がスタート

駐車禁止除外指定車標章の交付対象範囲の改正について

5月1日から、身体に障害をお持ちの人に対する駐車禁止除外指定車標章の交付指定範囲が変更されました。詳しくは、高梁警察署までお問い合わせください。

■問い合わせ 高梁警察署交通課 (TEL) 22-0110

新しい橋の名称が 「あいあい橋」 に決まりました

市道玉川落合線の改良工事に伴い、平成18年度から整備を進めていた玉川町玉地区と落合町阿部地区を結ぶ新しい橋の名称が、「あいあい橋」に決定しました。

この橋の名称は、広く市民の皆さんに親しまれるものとなるよう、3月15日から4月30日まで公募を行い、市内外から79件の応募をいただきました。
これらの中で審査を行い、人と人との出会いやふれあい、明るく未来をイメージさせる「あいあい



橋」に決定したものです。

なお、名付け親賞は抽選の結果、片岡萬壽子さん(落合町阿部)に決定しました。

■問い合わせ 建設課管理係 (TEL) 0232

経済センサスにご協力を

すべての事業所・企業を対象に、事業の種類や従業員数等の基本的事項を調査する「平成21年経済センサス」が、7月1日を基準日として全国で実施されます。

これは、各種行政施策の企画・立案のための基礎資料を得るための重要な統計調査です。

6月下旬から各事業所に調査員がお伺いしますので、ご協力をお願いします。

統計調査員の募集

全国の農林業の実態を明らかにするため、農林業を営むすべての人を対象に実施する「2010年農林業センサス」が、平成22年2月1日を基準日として行われます。

市は、この調査の「統計調査員」を募集します。調査員の任命期間は平成22年1月10日(日)～3月10日(木)、内容は調査票の配布や収集、審査等です。

申し込みいただいた人の中から、希望する地域等を考慮し、調査員従事を依頼します。なお、統計調査に従事した場合は、報酬が支払われます。

▷応募資格…①20歳以上で健康な人②調査活動中に知り得た秘密の保持に信頼のおける人③調査活動に最後まで責任を持って取り組める人④選挙関係および徴税・警察に直接関係のない人

▷応募方法…10月1日(木)までに、企画課へご連絡ください。市ホームページからも申し込みができますのでご利用ください。

※申込時に、簡単な面接と身分証明書用の写真撮影を行います。

■問い合わせ 企画課企画係 (TEL) 0208

要約筆記をご存じですか

耳の不自由な人との会話は「手話」と考える人が多いと思いますが、一般に、手話を理解する聴覚障害者の割合は10割台にとどまるといわれています。手話ができない中途失聴・難聴の人は、手話ができる難聴者よりずっと多いのです。

そのような人のために、文字で書いて言葉を伝えることを「要約筆記」といい、

そのような人のために、文字で書いて言葉を伝えることを「要約筆記」といい、



5月10日に行われた要約筆記研修会の模様

そのボランティアが求められています。

高梁要約筆記サークルが開催する、要約筆記のボランティア養成講座に、ぜひご参加ください。

▽日時：7月21日～9月29日の毎週火曜日 午後1時～午後4時 全10回(9月22日は休み)

▽場所：高梁総合福祉センター

▽対象者：要約筆記のボランティア活動が可能で、講座全日程の出席が可能な人

▽参加費用：1050円(テキスト代)

▽定員：15人

▽申し込み先：7月7日(火)までに福祉課へ

■問い合わせ 福祉課障害福祉係 (TEL) 0284